



大門上池調節池広場の専用利用について

～ イベント等での専用利用の場合 ～

※本資料は利用手続き概要の解説資料なので、
詳細は『利用ルール』をご確認ください。

問合せ先

一般社団法人美園タウンマネジメント（上池広場運営担当）

さいたま市緑区下野田494-1 オークリーフ1F（アーバンデザインセンターみそのUDCMi内）

Phone. 048-812-0301（㊗～㊗: 10時～19時／㊗・㊗: 9時～16時／㊗・㊗: 定休）

Fax. 048-812-0305

E-mail. kami-ike@misono-tm.org

広場の概要

- 大門上池調節池広場は、
 - ▶ 埼玉スタジアム2002公園（以下、埼玉スタジアム）と連携し、外から人を呼び込む賑わい・交流の場
 - ▶ 地域住民が様々なスポーツや健康づくりができる場

の創出を目的として、埼玉スタジアムに隣接する河川調節池（大門上池調節池）内に整備された施設で、2021年4月より供用されています。

- 大門上池調節池は、河川氾濫防止等の治水対策施設としての機能を有しており、集中豪雨等により冠水する可能性があります。あくまでも調節池としての機能が最優先であるため、広場の利用を制限する場合があります。
- 広場の利用者は、調節池としての機能が最優先な広場であることを十分理解・了承したうえでご利用いただくものとします。



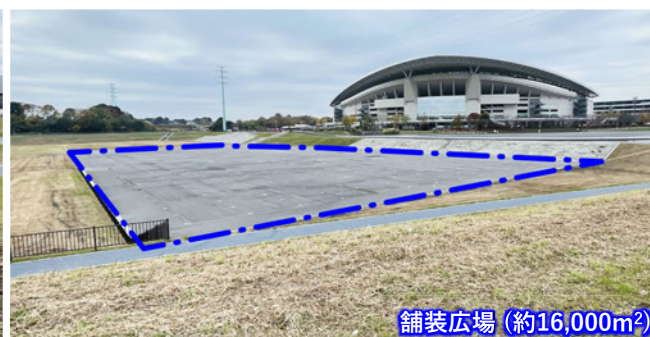
利用申込みから広場利用までの流れ



利用可能区画



草地広場 (約8,500m²)



舗装広場 (約16,000m²)

- 左図と異なる利用をご希望の場合は、利用申込み前に必ず事前相談ください。ただし、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。
 - 自治会等による地域活動（販売行為等の営業活動でないもの）での利用の場合は、利用不可の箇所を除き利用可能となります。
- 広場全体の専用利用でない場合（一部の専用利用の場合は、カラーコーンを設置する等、利用箇所を明示ください。
- 電気・上下水・ガス等の設備はございませんので、必要に応じて広場利用者にてご準備ください。また、広場利用内容・規模に応じて必要な仮設トイレの設置を広場利用者側にて実施ください。
- 車両による搬入・搬出は事務局の指定する動線にて行ってください。なお、車両は10t車以下とします。
 - 自動4輪車や自動2輪車のエンジン音等は自動車継続検査の範囲を超えるものは禁じます。また、タイヤ痕が残る等の走行行為も禁じます。
- 来場者等の整理・誘導や周辺警備等は、広場利用者の責任と負担において実施ください。特に、広場利用に起因して、他の交通や近隣施設運営の妨げになる路上駐車や他敷地への無断駐車等が発生しないよう徹底ください。
- 承諾を受けた上で専用利用する舗装面に車両駐車スペースを設けることは可能ですが、広場利用内容に応じて必要となる近隣駐車施設の借用や案内誘導、警備等は広場利用者にて実施ください。
- 音や振動を出す行為を行う場合は、広場利用者にて近隣説明を十分に実施ください。なお、22時から翌8時までの間は、準備・片付けも含め音・振動を伴う行為は一切禁止とします。

供用日・料金等

広場の供用日・時間

▼供用日	▼供用時間	
年中無休	4月～8月	7:00～18:00
	9月～10月	7:00～17:00
	11月～12月	7:00～16:30
	1月	7:00～17:00
	2月～3月	7:00～17:30

※準備・片付け等も含め、左記の**供用時間外に広場を利用する場合は予め承諾を受ける**必要がございます。この場合、供用時間外における門扉の施錠管理等はイベント主催者側にて実施いただきます。また、本広場には照明設備が無いので、広場利用者にて必ず照明等で明るさを確保ください。

※前項の供用時間外の広場利用も含め、原則として**準備・片付け等を除くイベント等開催可能時間は9時～22時**とします。

利用料金

▼利用料金(税込)			
利用箇所		市内団体	市外団体
舗装広場	全体利用 (約16,000㎡)	¥140,000	¥280,000
	半面利用 (約8,000㎡)	¥70,000	¥140,000
草地広場	全体利用 (約8,000㎡)	¥40,000	¥80,000
	半面利用 (約4,000㎡)	¥20,000	¥40,000
その他		無料	

▼キャンセル料	
開催日の30日前まで	利用料の30%
上記以降	利用料の100%

※市内団体料金は、法人は市内に登記（本店または支店）のある場合、任意団体（実行委員会等）は所在地が市内住所である場合に適用します。

※門扉を全て施錠して専用利用（広場全体を専用し、一般利用を禁止）する場合は、使用箇所が一部であっても全体利用が必要となり、この場合の利用料は、舗装広場全体＋草地広場全体の金額となります。

※準備・後片付けがイベント等を開催する前日や翌日等にまたがり、前述の供用時間内にその作業が発生もしくは設置物等が残存した状態となる場合は1日（もしくは0.5日）に換算し、上表の利用料が必要となります。なお、イベント当日については0.5日という取扱いはありません。

例) 前日20時から準備(0.0)＋イベント等当日(1.0)＋当日23時に撤去完了(0.0)＝利用料1.0日分
前日12時から準備(0.5)＋イベント等当日(1.0)＋翌日07時に撤去完了(0.0)＝利用料1.5日分
前日10時から準備(1.0)＋イベント等当日(1.0)＋翌日09時に撤去完了(0.5)＝利用料2.5日分
前日14時から準備(0.5)＋イベント等当日(1.0)＋翌日15時に撤去完了(1.0)＝利用料2.5日分
前々日12時から準備(1.5)＋イベント等当日(1.0)＋翌日12時に撤去完了(0.5)＝利用料3.0日分

禁止事項

- ① 調節池の機能を妨げること。
- ② 広場を損傷し、又は汚損すること。
- ③ 法令又は公序良俗に反する、またはその恐れがあること。
- ④ 撤去が不可能な物件を設置すること。
- ⑤ 土地の形質を変更すること。
- ⑥ 反社会的勢力の活動を助長し、又は反社会的勢力の運営に資する恐れのあること。
- ⑦ 布教活動、宗教活動、政治活動、違法なセールス、悪質な勧誘を目的としたこと。
- ⑧ マルチ商法、無限連鎖商法等に関すること。
- ⑨ 喫煙すること
- ⑩ 動物を放し飼いすること。ただし、イベント等専用利用の場合で、承諾を受けたものについては除きます。
- ⑪ 許可なく竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- ⑫ 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- ⑬ 火気を使用すること。ただし、イベント等専用利用の場合で承諾を受けたものは除きます。
- ⑭ 許可なく専用利用すること。
- ⑮ 立入禁止場所に立ち入ること。
- ⑯ 供用時間外に利用すること。ただし、イベント等専用利用の場合で承諾を受けたものは除きます。
- ⑰ ごみその他汚物を投棄・放置すること。
- ⑱ 自動車（原付自転車等含む）にて通行し、駐車すること。ただし、承諾を受けたものは除きます。
- ⑲ 無人航空機（ドローン等）を飛行・操縦すること。ただし、イベント等専用利用の場合で承諾を受けたものは除きます。
- ⑳ その他危険な行為や他人に迷惑のかかる行為をすること。

利用承諾の解除及びイベント等の中止もしくは停止

次の場合、利用承諾の解除又はイベント等の中止もしくは停止とさせていただきます。なお、市及び美園タウンマネジメントは、利用承諾の解除又はイベント等の中止もしくは停止により生じる一切の損害を負わないものとさせていただきますので、予めご了承ください。

- ① 左記の「禁止事項」に該当すると認められた場合。
- ② 申込書に虚偽の記載があった場合。
- ③ 所定の期日までに利用料の支払いがない場合。
- ④ 災害・感染症流行等の不可抗力により広場の利用が不可となった場合。
- ⑤ 急な修繕工事が必要となった場合など、広場の管理運営上やむを得ない事由が生じた場合。
- ⑥ イベント等の開催3日前12時の時点で次の状況の場合。
 - 広場が冠水しており、イベント等開催日までに水位の下がる目途が立っていない。
 - イベント等の開催日に大雨・大雪・暴風・暴風雪・洪水のいずれかの警報の可能性がさいたま市に発令されている。
- ⑦ イベント等の開催期間中に広場が冠水している、もしくは大雨・大雪・暴風・暴風雪・洪水のいずれかの警報がさいたま市に発令された場合。
- ⑧ イベント等の主催者が当広場の「利用ルール」に定める事項に違反した場合。
- ⑨ 市や美園タウンマネジメント、美園地区周辺施設の信用を失墜する事由が生じた場合。